

川崎市違反転用等防止対策検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 農業振興地域においては、さまざまな土地利用規制が設けられているところであるが、不適切な土地利用も見受けられる状況にあることから、地域の活性化を図ると共に違反転用等不適切な利用を是正、防止することを目的として、関係機関による川崎市違反転用等防止対策検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は前条の目的を達成するため関係機関の協力のもと、次の事務を行う。

- (1) 川崎市農業振興地域内農地の不適切な利用についての対策
- (2) 遊休農地の解消策
- (3) 川崎市農業振興地域の活性化策
- (4) その他必要な事項

(組織及び構成)

第3条 会議は座長、委員をもって構成する。

- 2 座長には都市農業振興センター所長を充てる。
- 3 委員構成は別表のとおりとする。

(会議の開催)

第4条 会議は座長が必要に応じて召集し、これを主宰する。

- 2 座長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見又は説明並びに資料の提出を求めることができる。

(担当者会議)

第4条の2 会議には川崎市農業振興地域内農地の不適切な利用について詳細な検討を行うため、関係局担当で構成する担当者会議（以下「担当者会議」という。）を設置することができる。

- 2 担当者会議の事務局は都市農業振興センター農地課内に置く。
- 3 担当者会議は必要に応じて開催する。

(事務局)

第5条 会議の事務局は都市農業振興センター農地課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

委 員	備 考
神奈川県横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課長	
神奈川県麻生警察署生活安全課長	
まちづくり局指導部宅地企画指導課長	
麻生区役所まちづくり推進部地域振興課長	
川崎市農業委員会事務局長	
経済労働局都市農業振興センター所長	
経済労働局都市農業振興センター農業振興課長	
経済労働局都市農業振興センター農地課長	